

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録 (5)			
日 時	令和元年 10 月 3 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 0 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村 (吉宏) 委員長、高野副委員長、横尾・丸山・秋元・須貝・中村 (誠吾) ・佐々木・濱本各委員		
説 明 員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、高橋龍委員が佐々木委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、松岩委員が濱本委員に、川畑委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、共産党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

---

○佐々木委員

◎教育費決算について

私からは、教育費の決算について、まず平成 30 年度決算数値における市民 1 人当たりの教育費について伺います。教育費の近年の増減とその要因について、説明をお願いいたします。

○（教育）教育総務課長

近年の増減とその要因ですが、平成 29 年度決算における教育費支出済額については、約 32 億 2,100 万円、30 年度は約 19 億 1,800 万円であり、対前年度比で約 40.4%の減となっております。

減少の主な要因としては、山の手小学校の建設が終了したためであります。

○佐々木委員

平成 30 年度の教育費を市民の数で割り、人口 1 人当たりの教育費を計算すると 2 万 4,463 円なのです。この数字で見ると、小樽市の財政の中にも載っておりますけれども、やはり道内 10 市中断トツの最下位であります。過去 5 年間 9 位、10 位というあたりで小樽市の 1 人当たりの額は定まっている感じになっています。

ちなみに、10 市平均の額は 4 万 7,528 円。決算に占める教育費の割合、構成比で見ても、最下位の 5.1%。10 市平均は 9.7%なので、平均の約半分の額で教育を行っているように見えるのですが、この点について何か見解はありますか。

○（教育）教育総務課長

教育費は、他市においては、市立の幼稚園や高校の経費も含まれておりまして、また小・中学校の建設等の有無、とりわけ政令指定都市である札幌市においては、教職員の給与費を市費で負担しているということもありまして、金額は大きく変わっております。

また、社会教育費や社会体育費も含まれておりまして、社会教育施設などの保有状況によっても経費が変わってくるため、教育費を単純に比較することはできませんが、一定の傾向を示すものにはなり得ると考えます。

○佐々木委員

今お話しいただいた学校教育に係る経費で、そういった特徴的な経費の部分を除いて共通的な部分で他市と比較することはできるのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

他市のホームページ等で公表されている数字をもとに、学校建設費などを除いた学校教育の共通の費用、これを用いて児童・生徒 1 人当たりの教育費で試算してみたところですが、わかる範囲ではありますが、他市と比べ必ずしも低くないという結果は出ております。

**○佐々木委員**

必ずしも低くないということですから、先ほどの数字とはやはり開きがあるのだということになるのだと思います。

ただ、低くないといっても、教育現場の実感としては、十分な投入がされているという感覚がないのです。その辺のギャップについて、市教委はどう考えておられるのか御説明をお願いします。

**○（教育）教育総務課長**

先ほどの試算によりまして、児童・生徒 1 人当たりの教育費が高くなっているという原因につきましては、本市は、ほかの市より人口の割に児童・生徒数が少ないということが一つの要因と考えられます。

また、本市の学校教育の状況としましては、国が示す ICT 整備基準から大きくおくられているということもありますし、また、学校図書館に整備すべき蔵書数が国の示す標準数に達していないことなどから、学校教育に係る予算はまだ十分ではないと考えております。

**○佐々木委員**

数字で見ると、子供 1 人当たりの額は決して少なくはないのだ、多いというようなところも見られる。そういう実際の数字はあるとしても、教育費が多いからいいのだということではなく、きちんとした額をこれからもきちんと確保していただきたいということをお願いしたいのです。

それともう一つ、少し矛盾するようですけれども、教育費は小樽は決して低くない、子供にきちんとお金を使って教育を行っているのだということをやはりアピールしていくべきだと思うのです。そのためにも、そういう数字や何かについてオープンにしていくようなことをして、そして小樽への移住を希望される方などに、小樽は教育に力を入れていますということをきちんとアピールしていったらどうなのかというふうを考えるのですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

**○（教育）教育総務課長**

現在、各市が公表している範囲での数字の比較というのは、なかなか難しい状況ではあると考えております。

また、他市との比較についての公表の仕方なのですけれども、こちらは慎重な取り扱いをしなければならないということもありますが、市長部局と協議しながら、正確な分析ができるかどうかも含めて研究してまいりたいと考えております。

**○佐々木委員**

よろしくをお願いします。

それと、せっかくこういう数字が今出てきて、やはり細かく見ていくといろいろなことがわかってくるというような感じがするのですけれども、市教委として今回のような数字をどのように生かしていけるのか、お考えがあればお聞かせください。

**○教育部長**

今、課長から教育費の課題や考え方などを答弁させていただきました。今回、数字をどう生かしていくのかということですが、まず、令和 2 年度の予算編成がこれから進められますので、その中で今回の課題や考え方などを分析・整理し、優先度などを見きわめながら、メリハリある予算編成に取り組んでまいりたいというように考えております。

**○佐々木委員**

よろしくをお願いします。

2 点目、不用額について、特に教育の部分について伺いたいのですけれども、昨年度の教育費の不用額は約 1 億 5,200 万円です。このうち主なものの額と生じた理由をそれぞれ説明してください。

### ○（教育）教育総務課長

決算の項ごとの費目で不用額の説明をいたしますが、まず教育総務費では約 1,800 万円。主な理由につきましては、幼稚園就園奨励費補助金が 1,209 万円で、これは想定していた見積もりよりも申請者が少なかったこととございます。

小学校費では約 5,520 万円。この理由としましては、スクールバス運行経費の委託料で入札差金が 1,660 万円出たということで、いつもよりも安く契約ができたということとございます。

中学校費では約 1,520 万円。これは中学校の光熱水費が 392 万円で、見積もりよりも経費がかからなかったということとございます。

次に、学校給食費では約 690 万円。こちらは、米飯給食の関係委託料ということで、337 万円不用となっておりますが、米飯給食は毎週月、木の実施で、月曜日が学校行事による振替休日が結構多いものですから、想定より回数が減ってしまったということで不用額が出ております。

続いて、社会教育費については約 5,230 万円。こちらの理由としましては、放課後児童クラブの嘱託報酬が 3,262 万円で、こちらも見積もりより配置する嘱託員が少なく済んだためとございます。

最後に、社会体育費であります。こちらは約 436 万円。理由としましては、体育施設の光熱水費が 146 万円不用となり、こちらも見積もりよりかからなかったというところとございます。

### ○佐々木委員

昨年の決算でも不用額について実は聞かせていただいておりますが、そのときは不用額は 1 億 800 万円でした。今回は 1 億 5,200 万円。ふえた要因をお示してください。

### ○（教育）教育総務課長

平成 29 年度と 30 年度の不用額の差で 4,400 万円が増加したということになっておりまして、そのうち最大の理由としましては、先ほど答弁いたしましたスクールバス運行経費の委託料であります。こちらが見積もりよりも入札額が低かったため、この事業については、29 年度より不用額が約 1,200 万円増加となったものとございます。

### ○佐々木委員

聞いていくと、いたずらに不用額を出しているわけではないのだということは何となくわかるのですが、本来、こうした見積もりというのは、例えば放課後児童クラブの経費、先ほどお話もありましたが、きちんと額として見積もりで残しておく、もしなかった場合は大変なことになるわけですから、ここの中で最初から入れておくということについては必要だというふうに考えますので、こういう不用額が出たとしても、やはり経費というものについては、今後も維持していくべきものと考えますが、いかがでしょうか。

### ○（教育）生涯学習課長

今お話がありました放課後児童クラブの人件費の不用額が確かに多かったところとございますけれども、この放課後児童クラブの人件費につきましては、仮に特別支援学級の児童で入会される方がいた場合には、嘱託員である支援員もふやして対応していく必要があるということですか、実績に応じて補助金を途中でふやしてもらうことができないという事情もございまして、必要な経費として予算計上をしているところとございます。

また、来年度以降も、そういう現状を踏まえながら、適切な予算計上を行っていきたいというふうに考えております。

### ○佐々木委員

よくわかりました。嘱託員の不用額が約 3,260 万円出ているが、それも必要だということだと思います。

改めて財政部に聞くことになるのかと思うのですが、小学校費の不用額約 5,500 万円のうち、決算の説明書を比較しても、先ほどお聞きしたような部分がなかなか見えてこないのです。どこから不用額が出てくるのかということ。もう少しわかりやすくなればなと思うのですが、各会計歳入歳出決算書を見て、例えば小学校費の学校

管理費の需用費について不用額 1,706 万円と、各節区分ごとの不用額が出ているだけなのです。そういう中から、例えば光熱水費がどうだとかこうだとかと、もっと予算がどう使われたのかということがわかりやすくなるような決算書なりなんなりができないものなのでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、歳入歳出の決算書につきましては、地方自治法第 233 条及び地方自治法施行令第 166 条において、決算資料というものの提出が義務づけられております。その中で、様式の部分につきましても、地方自治法施行規則第 16 条の中において規定されているものでありますので、確かにわかりにくいという御指摘はございますが、現在のものを変更するという考え方は現状ございません。

しかしながら、もっとわかりやすい形でお示しできないのかという点につきましては、決算においても各種資料を限られた期間中で現状作成している状況にはございますので、どのような形でお示しできるのかは、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

○佐々木委員

その辺のところが見える形になっていただけると非常に助かると思います。よろしく申し上げます。

最後の質問ですけれども、昨年度、教育予算約 20 億円は、教育が要望した額からぎりぎりのものだったはずなのです。それでも 1.5 億円の不用額が出ました。不用額が出たからといって、来年度 18.5 億円でもやれるだろうというふうには考えないのですよね。これは教育に限らず、不用額を出したところ全般の話になると思うのですけれども、その辺についての御見解を伺っておきたいと思っております。

○（財政）財政課長

不用額の部分につきましては、あくまでも事業を執行している中での結果として生じているものでございます。それで、執行額が減少しているということは、例えば扶助費などの経費の部分につきましては、予算計上時の想定よりも実際の利用者が少なかったということもありますし、あとは原部においては、事務事業の執行に当たりまして、毎年度予算執行方針というのをお示ししておりますが、その中で最小のコストで最大の効果をということを各原部をお願いしておりますので、その結果、トータルとして不用額が生じたものであると考えております。

よって、不用額が生じたからといって、翌年度、予算編成にそのまま反映させるということにはございませんけれども、毎年度の不用額につきましては、委員の皆様からも御指摘等ございますので、各原部においては、新年度予算に向けまして今後予算編成方針というのをお示しいたしますが、その内容に基づいて、各事業の毎年度の不用額の部分についてよくよく精査・分析をしていただいた上で、予算要求をしていただきたいと思いますと考えております。

---

○中村（誠吾）委員

◎企業誘致について

まず、平成 30 年度の予算は前市長が作成しており、十分に小樽のポテンシャルを生かせるものではなく、市民が望むものではない部分がありました。議会側から修正案を提出してようやく進めてきたものであります。それを昨年 8 月に迫市長が引き継ぎ、それに除雪費などを追加するなど苦心のかじ取りをしてきたわけです。このような中で今回の決算特別委員会にたどり着いたわけですから、市長は一区切りつuitと感じているかもしれません。私としては、その点について、個人的にはお疲れさまでしたと思っています。

しかし、この決算特別委員会は、予算が幾らのところ、この金額で終わりましたと報告して、はい、終わりではいけないということは、皆さんも私も共通の考えだと思っています。この決算の結果を分析し、反省をした上で、令和 2 年度の予算と言わず、今後の市政全般に生かしていただきたいと思いますと思っています。

そこで、この決算特別委員会の場で、単に金額が示す数字だけではなくて、また、その数字が示す意味について質問をさせていただきます。

今回の質問の手法として、今示されている決算額などをもとに従来から行ってきた行政手法について、二つ目には、今の状況の中で行おうとしている行政手法について質問をしてみたいと思います。

まず、従来から行ってきた行政手法についてです。

これは歴代に、市長が選挙公約として掲げて、職員の皆さんにも大変な努力をいただいているものです。それで、企業誘致についての質問です。この件については、今の努力が結果に直結するとは言いがたく、本当に大変な業務であると思いますし、これに特効薬があれば、市長とともに足早に私も買いに行きたいと思うのですが、このような環境の中で、平成 30 年度におきまして、石狩湾新港地域の小樽市域であります銭函 5 丁目に、北海道電力株式会社の LNG 発電所が平成 31 年 2 月に営業運転を開始しました。これは大変すばらしいことだと思います。

しかし、この場で 1 社の納税額を聞くわけにはいきませんので、一般的に発電設備が稼働することによって発生する市税にはどのようなものがありますか。

○（財政）資産税課長

発電設備が稼働することによる税についてですが、償却資産として固定資産税が課税されることとなります。

○中村（誠吾）委員

そうですね。

本年度の議論にもなったのですが、償却資産に係る固定資産税がふえているということについて、他の要因もあると思うのです、私もやっていたのでわかるのだけでも。ただいまの説明で、この間の決算特別委員会でも説明員から説明がありましたが、既存の課税客体の強化によるものであることはわかりました。いずれにしても増額していることはもちろんいいことなので、注視していきたいと思います。

では、このような動きのある中で、石狩湾新港には石狩市も同様な企業誘致活動を行っているのです。それで、石狩市と北海道電力株式会社で再生可能エネルギーに関する協定を結んだことが、最近のニュースですが出ていました。質問なのですが、企業と石狩市は幾つかの連携協定を結んでいるのです。御存じの協定、わかる範囲でいいですからお聞かせください。

○（産業港湾）富樫主幹

ただいま委員に御指摘いただきましたとおり、北海道電力株式会社におきましては、再生可能エネルギー発電事業等に関する地域連携協定を締結しているほか、京セラコミュニケーションシステム株式会社とはゼロエミッション・データセンターの実現に関する連携協定、また、さくらインターネット株式会社とは、情報技術を活用した地域活性化に関する包括連携協定、これらを締結しているというふうに承知をしているところでございます。

○中村（誠吾）委員

幾つかあるのでしょうかけれども、私としては、その内容について、調べ切れなかったこともあって、どうこうはここで申しませんが、問題は、企業と連携できるくらいの情報交換を小樽市はしているのかという点なのです。その点が心配なのです。

経済の素人で申しわけないけれども、例えば北海道電力の発電所ができました。引き続き十分な情報交換をすれば、その関連会社とのつながりの情報も得られると思うのです、裾野の関係で。

それで質問です。きっと発電所の運営やメンテナンスなど関係する企業の情報があると思うのですが、わかる範囲、お話ししていただける範囲で結構なので、お聞かせください。

○（産業港湾）富樫主幹

委員に御指摘いただきましたとおり、定期点検やメンテナンスなどにつきましては、市内の電気設備業者にも関係があるというふうには承知をしているところでございます。ただ、個別の取引先の状況については、北海道電力側でも御容赦いただきたいということなので、御理解いただければと思います。

石狩湾新港発電所の建設工事に関しましては、小樽市と商工会議所の要望で、市内事業者の参加について要請を

してきたところでございます。平成 30 年度までで外注費 10 億 8,600 万円、資機材費で 2 億 7,900 万円、日用品費等で 1,300 万円、宿泊施設利用費で 1,900 万円、地元雇用費が 3,000 万円、合計 14 億 2,700 万円ほどの地元雇用活用実績があったというふうには聞いております。

ただ、石狩湾新港地域全体のゾーニングとして、機械金属とか設備関係のほとんどが石狩市域にゾーニングされておりまして、小樽市については食品製造業あるいは物流関連みたいな生活関連が中心になっておりますので、石狩湾新港地域に限定して申し上げますと、建設やメンテナンスに関係する企業というのは、それほど多くないというふうに認識をしているところでございます。

○中村（誠吾）委員

まず、平成 30 年度は、企業誘致についてはそのような対応だったということを確認しますが、企業との情報交換について活発に稼働していただけることをさらに願っておきたいと思っております。

それで、北海道電力の誘致という実績を生かして今後も頑張っていたいただきたいのですけれども、質問をしていきます。

まず、根本なのですが、企業誘致にかかわる小樽市の決算額はおおよそ幾らですか。

そして、二つ目なのですが、ちなみに、石狩市は幾らかわかりますか。

○（産業港湾）富樫主幹

主に企業誘致にかかわる活動資金に充てられている経常経費につきまして、補助金や交付金を除いて算出させていただきますけれども、企業誘致促進事業費と札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会負担金がございます、これを合計しますと 236 万 6,994 円となっております。

石狩市につきましては、私どもと少し組織が異なりまして、企画経済部企業連携推進課というところが企業誘致を担当しているわけなのですけれども、こちらと同じような条件で、補助金、交付金を除いた経常経費にかかわる部分で企業誘致にかかわる部分のみ抽出していただきましたが、おおむね 490 万円というふうに聞いています。

○中村（誠吾）委員

次の質問なのですが、小樽市の決算額に占める企業誘致の割合はどのくらいなのですか。

○（産業港湾）富樫主幹

決算に占める割合でございますけれども、小樽市の決算額で割り返しますと 0.004%ということになっております。

○中村（誠吾）委員

多い、少ないは言いません。

例えば物量として物を見たとき、戦略として、具体的にはお金と人のことですよ。勝負するのであれば、今のやり方の延長でも、他都市もやっている一般的なやり方でもいいのかもしれない。物量で通じていくな。しかし、金額も規模も負けているのであれば、表現はおかしいけれども、このままではだめなのではないでしょうかと思います。他市と勝負できる何かを考えなければならないのですけれども、それが他市とは違う戦略の構築なのだと思います。

それで、この項目最後の質問なのですが、その中で最も重要と考えるのは、やはり情報収集力と考えますが、どのような認識を今お持ちですか。

○（産業港湾）富樫主幹

委員から御指摘がございましたとおり、情報収集力、これも重要であるというふうに認識をしているところでございます。先ほど戦略というお話がございましたが、私も、課題と戦略というのはセットであるというふうに考えております。企業誘致の実現に当たっては、企業の課題解決に私ども小樽市が貢献できること、あるいは企業の誘

致が小樽市の課題の解決につながることで、いずれかが不可欠であるというふうを考えております。双方の戦略が合致することで、お互いウイン・ウインの関係を築ければというふうには考えておりますので、こういう関係が構築できるように企業誘致担当としても目指してまいりたいというふうを考えております。

○中村（誠吾）委員

◎クルーズ船について

質問を変えます。クルーズ船について質問です。しつこいなと言われるかもしれません。今の状況の中で行おうとしている行政手法にかかわるのです。

今定例会で迫市長が力を入れていきたいと話されているクルーズ船の寄港数の増加についてです。何度も話題にしてきました。私としては非常に賛成ですし、期待もしています。ただ、おもてなしと言われる部分に少し心配をしています。無料でサービスすることや、ただ物を上げることだけがおもてなしではないと思っています。クルーズ船の対応を港湾室だけで考えていることも、正直に言いますと少々不安に思っています。

そこで質問なのですが、一般会計の予算の中で、港湾にかかる費用、その中でクルーズ船に係る費用は幾らですか、そして何%でしょうか。

また、ちなみに、ライバルである函館市と釧路市はどのようになっていますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

まず小樽市の一般会計予算の中で、港湾にかかる費用と、その中でクルーズ船に係る費用のパーセントと金額ですけれども、クルーズ船にかかる費用のパーセントは約 1.28%、金額につきましては、小樽市は約 950 万円となっております。

続きまして釧路市ですけれども、釧路市の一般会計の港湾費におけるクルーズ関係費用は 0.34%、金額は小樽市とほぼ同額の約 950 万円となっております。

函館市につきましては、一般会計ではなく、港湾費用は全て特別会計で計上されておりました。参考になりますけれども、函館市の港湾事業特別会計におけるクルーズ費用は約 0.4%、金額につきましては約 1,400 万円ということでありました。わかる範囲で調べたところになりますが、このようになっています。

○中村（誠吾）委員

驚きました。そんなに遜色はないんですね。多寡はいいです。

それで、決算の中には観光案内看板の設置、トイレの洋式化などもありました。これについて質問なのですが、大型クルーズ船が接岸する勝納ふ頭周辺に案内看板はありますか。

また、範囲を特定するのが少し難しかったのですが、第 3 号ふ頭基部くらいから勝納ふ頭まで、観光客の皆さんが徒歩で移動されるくらいの範囲で結構ですから、設置状況をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

観光案内看板の設置の状況でございますが、まず勝納ふ頭周辺につきましては、クルーズ船が着岸する岸壁にインフォメーションの案内板が 1 基設置されております。第 3 号ふ頭から勝納ふ頭にかけての歩道への設置状況ですが、小樽港縦貫線と駅前通りとの交差点に 1 基、縦貫線と日銀通りとの交差点に 1 基、それぞれ歩行者誘導標識がございます。また、第 3 号ふ頭基部である港湾室庁舎前のインフォメーション案内板が 1 基設置されております。委員がおっしゃる範囲では以上になります。

○中村（誠吾）委員

今お聞きしましたとおり、第 3 号ふ頭の開発もありますけれども、結構、観光客の皆さんはフェリーをおりて歩いていきますから、そのことをお聞きしました。

最後にお聞きしますが、クルーズ船の寄港の数字は単純に聞いても仕方ないのであって、海外の旅行客がふえてお金を落としてもらうということが経済効果が上がるということで大事なのです。

そこで改めてお聞きしますが、決算に当たって経済効果は見えていますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

市の決算におけるクルーズ船の寄港による効果につきましては、港湾に係る入港料ですとか、係留施設使用料、引き船使用料等がございますが、直接的に海外観光客による経済効果を指し示すものはございません。

委員のおっしゃるとおり、いかに停泊後、下船していただきまして、市内で消費していただくかということが重要だと考えておりますので、乗船客への歓迎の意とあわせて下船していただく取り組みとして、本年5月には、停泊したクルーズ船のお客様を対象に、観光物産プラザにて日本文化体験会を開催するという取り組みを行いまして、好評を得たところでございます。

今後も、クルーズ船の乗船客の消費の増加による経済効果を生み出せる取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

---

○須貝委員

◎小樽市の市有財産について

本日は大項目で2点ですけれども、まずは小樽市の市有財産についてお聞きしたいと思います。

公有財産のうち、本日は普通財産及び有価証券に関して質問させていただきたいと思います。

普通財産ですが、私は、今回の決算に当たって、公有財産の利活用ができないかと考えまして、決算審査意見書及び財産に関する調書、さらには財産内訳書、こういったものを拝見させていただきました。主に普通財産の一つ目には未利用地、それから二つ目には貸付地、三つ目には学校の跡地、そして四つ目には評価額・取得額の高い土地を中心に拝見させていただきました。

最初に少しお聞きしたいのですが、資料を見る限り、普通財産の土地、建物に関して面積表示しかないのですけれども、金額で評価した、集計したデータというのがありますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

お尋ねの件ですが、各会派に配付しております平成30年度財産内訳書に「評価価格又は取得価格」として記載してございます。

○須貝委員

それは見たのですけれども、集計するのがなかなか大変で、学校の跡地だけでも20分筆というのですか、非常に難しくお聞きしたのですけれども。

1番目の未利用の土地に関しては、拝見しますと、原野や山林であって、利活用が非常に難しい土地であるものばかりであるということはわかりました。

それで、2番目の貸付地でございますけれども、これは85件拝見いたしました。一部クエスチョンに見えるものもありますけれども、おおむね適正な貸し付けというふうには判断いたしました。

この貸付地に関しては、あのデータを見る限り私は読み取れなかったのですけれども、本市では無償で貸し付けしている土地というのがありますでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

貸付地の中には、町会などに貸し付けしている土地を、小樽市財産条例に基づきまして貸付料を全額減免しているものもございます。

○須貝委員

では、あるということですね。

それでは、次に3番目ですけれども、旧学校の跡地・建物、これに関しては売却できずに所有しているものがたくさん見受けられます。一つの例でいいのですが、一番直近の例で、売却意向を示して売却不成立になったケースをお聞かせいただきたいのですけれども。

○(財政) 契約管財課長

直近の例で申しますと、平成29年度に実施いたしました旧若竹小学校の土地・建物の一般競争入札におきまして、入札参加申し込みがございましたが、入札日に辞退届が提出され、入札を中止した例がございます。

○須貝委員

その不成立の理由というのはおわかりですか。

○(財政) 契約管財課長

辞退届には理由を書く欄がございませんので、正確な理由は把握してございません。

○須貝委員

他都市の例も少し勉強したのですけれども、売却期間中に申し込みがない場合や不成立の場合には、1年間は随意契約に変えて売買を可能にするとか、そういうような方法があるというふうに出ていたのですが、小樽市ではそういう方法は検討されているのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

本市におきましては、直近では、入札が成立しなかった場合には、当該年度において随意契約による募集を行っているものでございます。先ほどの旧若竹小学校の物件で御説明いたしますと、平成29年10月27日から30年3月31日までの間で随意契約による売り払いの募集を行いました。30年2月2日に市有財産買受申込書の提出があり、2月22日に仮契約を行い、その後、文部科学省の承諾を得て、30年7月19日に市有財産売買契約を締結しているという例がございます。

○須貝委員

今までの例でもあると思うのですけれども、上部や地下の構造物が撤去されないために、これがネックになって売買が成立しないケースが過去にあったように思うのですが、いかがでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

先ほど申し上げたとおり、辞退する場合に明確な理由は把握してございませんが、辞退をする理由といたしまして、そういうことも一因であるかなと推測はいたしますが、なかなか明確な理由については把握してございません。

○須貝委員

以前、課長にもたしか私はお話ししたことがあると思うのですけれども、1年ほど前に埼玉県深谷市の学校跡地を、希望価格で入札ができないことを確認したので、建物の解体条件つきでマイナス入札した例を新聞で読んで、まさしくこれは小樽市にぴったりのことだなというふうに思っていて記憶しております。

全国的には、まだ深谷市と室蘭市の2例しかないようですけれども、これは十分に検討の価値ありというふうに思っています。これは改めて、また次の議会で取り上げたいと思いますので、ぜひまた今後ともこういったことを御検討いただければというふうに思っています。

次、4番目ですが、高額な土地をずっと拝見しました。少し高額に見える土地が数件ありましたが、なかなか詳細を話しにくいところもあるかもしれませんが、つい最近、大きなところで売買が成立したというふうにお

聞きしたところもあるのですが、詳細をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今年度の市有財産の売却におきまして、今回、三つの土地または建物を入札に出してございました。今週の月曜日にその入札を行いまして、そのうち2件については入札が成立しております。ただ、まだ契約等を行っていないものですから、詳細についてはお話しできませんが、そのうちの1件につきましては議決を要する案件でございますので、第4回定例会におきまして議案として提出したいと考えてございます。

○須貝委員

それでは、次の議会をまた楽しみにしていきたいと思えます。

◎有価証券について

次に、話題を変えまして有価証券に関してお聞きしたいと思います。

最初に、一般論で結構ですけれども、小樽市が有価証券に出資する目的というのをお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

本市が出資する理由といたしまして、出資先の団体によりさまざまございまして、おおむね地域社会の形成や経済活動の支援など、市の政策を実現することを目的としております。

○須貝委員

この資料を拝見しますと、現在所有の有価証券は7社、1億9,217万円とありますけれども、これで間違いないでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今回配付しております財産に関する調書の3ページに記載しておりますが、そのとおりでございます。

○須貝委員

それでは、これらの会社の配当及び議決権を行使した先というのがありますか。

○（財政）契約管財課長

まず配当金につきましては、各会計決算説明書108ページに記載しておりますが、8社から配当金を受けてございます。

また、議決権の行使につきましては、それぞれの出資先の団体ごとに出席または委任状を提出するなどして行使しております。

○須貝委員

そうなのです。それで、先ほど間違いないですかと確認させていただいたのですけれども、有価証券の所有では7社で出ているのですが、配当を受けた会社をみますと、必ずしもフィックスしていないのです。

会社名を言ってもいいと思うのですが、苫小牧広域森林組合、株式会社北洋銀行、北海道放送株式会社というのがあるのですが、これはどのような扱いでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今おっしゃいました3社のうち苫小牧広域森林組合と北海道放送につきましては、本市が出資による権利を持っているためでございます。

また、北洋銀行につきましては、一般市民から寄附を受けた株券を保有しているため配当がされているものでございます。

○須貝委員

冒頭に私は有価証券に出資する目的というのをお聞きしました。地域での活動に貢献するとか、経済活動を支援するとかというお話がありましたけれども、今の有価証券をみますと、例えば小樽市がなぜ持っているのか不明な会社の有価証券が私には見えます。

特に、株式会社ドーコン。コンサルタントの会社みたいなのですが、これは札幌の会社です。それから北海道曹達株式会社、それから先ほど言いましたが苫小牧広域森林組合。これを小樽市が持つ意味が、私にはもう一つ理解できないのですが、これについての御見解は何でしょうか。

**○（財政）契約管財課長**

それぞれの出資には一定の役割は果たしているとは認識しております。例えば、今おっしゃいましたドーコンでございますと、ここを持った目的といたしまして、昭和 35 年に、道内の急速な開発に伴い、建設工事の増大並びに建設技術の高度化、推進を図るべく、道及び関係市町村出資により設立、同社の育成を図るためとなっておりますので、そういった目的は一定程度達成されておりますし、ほかの会社についてもそれぞれ目的がございますので、出資の意義には適合しているものと考えてございます。

**○須貝委員**

ほかにも出資というところではたくさんの会社がありますので、また次の機会に改めて取り上げさせていただきたいと思います。

**◎小樽市長選挙の費用について**

それでは、質問を変えます。

最後に、平成 30 年度小樽市長選挙に関する予算についてお聞きしたいと思います。

まず、この 30 年 8 月に執行されました小樽市長選挙について、選挙費用の予算額と執行額をお示してください。

**○選挙管理委員会事務局次長**

平成 30 年 8 月執行の小樽市長選挙における予算額と執行額ですけれども、補正予算額 5,500 万円、執行額 4,527 万 3,189 円となっております。

**○須貝委員**

それでは、ことし行われました小樽市議会議員選挙の費用について、予算額と執行額をお示してください。

**○選挙管理委員会事務局次長**

ことし行われました小樽市議会議員選挙の予算額と執行額につきましては、平成 30 年度の準備費として当初予算 2,015 万 6,000 円、執行額 1,737 万 3,482 円。続きまして、31 年度の選挙費として、当初予算 7,600 万円、執行額 6,184 万 1,587 円、合計いたしまして当初予算額としては 9,615 万 6,000 円、執行額につきましては 7,921 万 5,069 円となっております。

**○須貝委員**

そうしますと、概算で、市長選で約 4,500 万円、市議選で約 8,000 万円、合計約 1 億 2,500 万円のお金が使われたということです。

ちなみに、単純に比較はできないと思うのですが、平成 27 年に市長選と市議選が同日で行われておりますけれども、このときの予算額と執行額をお示しいただけますか。

**○選挙管理委員会事務局次長**

平成 27 年執行の統一地方選挙における市長・市議会議員選挙の予算額と執行額につきましては、26 年度の準備費として、当初予算 1,636 万 9,000 円、執行額 1,480 万 4,663 円。続きまして 27 年度の選挙費として、当初予算 7,250 万円、執行額 5,690 万 4,940 円。これらを合計しますと、当初予算額 8,886 万 9,000 円、執行額 7,170 万 9,603 円となっております。

**○須貝委員**

平成 27 年度ですけれども、市議選と市長選というふうに分けてお示しいただくことはできますか。

**○選挙管理委員会事務局次長**

市議会議員選挙と市長選挙が同時に行われた場合は、共通して発生する経費が多く、分けることはできないもの

となっております。

**○須貝委員**

中を見ますと、ことし行われた市議会議員選挙の単独の費用が、平成 27 年度に市長選と同時に行われた選挙の費用よりもふえて見えるのですけれども、これは何か要因がありますでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局次長**

ことし行われました市議会議員選挙の執行額が、平成 27 年度執行の市長・市議選挙の執行額を上回っている要因につきましては、4 年前と比較しまして、選挙資材を投票所等へ配送する運搬費が大きく増加していること、また郵便料金が値上げされていること、そのほか、公職選挙法の改正により 31 年度の市議会議員選挙から選挙運動用ビラの公費負担が可能となったことなどが挙げられます。

**○須貝委員**

同時に選挙が行われたとすれば、費用は当然安くなるのかというふうに思うのですけれども、市長選と市議選同時に実施した場合、共通した経費として考えられるものというのは何かありますでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局次長**

市長選と市議選を同時に実施した場合、共通する経費が何かということですが、例えば投票所の借り上げに係る経費、あと各投票所への資材運搬に係る経費、投票所整理券の印刷及び郵送に係る経費、そのほか当日の投票及び開票における事務従事者などへの報酬などが挙げられます。

**○須貝委員**

それらのものが同時に行われていれば経費を少なくできたということだと思います。先ほども申し上げましたけれども、平成 27 年の市長と市議会議員の選挙では、決算で約 7,100 万円だったのに対して、昨年に行われた市長と市議会議員の選挙の執行額を全部合わせますと約 1 億 2,400 万円になる。これは大変大きい金額であるということが確認できましたということで、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 2 時 15 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

**○丸山委員**

**◎公園費について**

まず、公園費のことでお聞きしたいと思います。

市民の方から、特に草刈りなどのことで御意見を伺うことも結構ありまして、公園費について関心を持って見せてもらったところなのですけれども、昨年度が 2 億 3,970 万 4,000 円、そしてその前が 1 億 8,113 万 5,000 円、そのさらに前が 2 億 7,140 万 5,000 円ということで、予算にでこぼこ、増減があるのはどのようなことなのかお示しください。

○（建設）公園緑地課長

年度当初に要望している額の予算にばらつきがあるという形だったと思いますが、要は、毎年度、国による交付金の査定により、年度によりましてばらつきがあるということになります。

○（建設）内藤次長

補足させていただきます。当初予算につきましては、都市公園安全・安心事業という遊具の更新事業とバリアフリーの更新事業、その二つで公園事業は成り立っておりますが、バリアフリーの事業については隔年で実施しておりますので、年度によってばらつきが出てきているというような予算編成となっております。

○丸山委員

結構、年度によって増減しているのは何でなのかという素朴な疑問だったのですけれども、バリアフリーの工事をする等で隔年で予算がつくものがあるということだったのですけれども、昨年度はバリアフリーの事業がされたということで多目に予算がついたということなのだというふうに思います。

昨年度のバリアフリーの事業について、具体的にどのような公園で、どんなことがなされたのかをお示しく下さい。

○（建設）公園緑地課長

昨年度のバリアフリー化整備の内容につきましてということでございます。

平成 30 年度は、銭函中央公園と平磯公園で整備を行っております。主な内容といたしましては、トイレ、園路、駐車場のバリアフリー化となっております。

○丸山委員

トイレと園路、そういったもののバリアフリー化ということですね。小樽の公園の中でもそういったバリアフリーに着目して事業が行われているのだということがわかりました。

私、個人的に最近、健康遊具というのがあるということを知りまして、高齢化も進んでいるこの小樽の中で、公園だからといって子供だけが使うということではなくて、全世代的に活用していく方向で公園の整備もされてほしいなと思っておりますけれども、市内で遊具とかも老朽化していくと思います。こういった交換もしているのだと思うのですが、昨年度こういった老朽化で交換をした遊具、そういった事業がどのような公園で行われてきたのかというのをお聞かせいただいてもいいですか。

○（建設）公園緑地課長

平成 30 年度は 6 公園で遊具の更新を行っております。朝里中央公園を事例としますと、ブランコ 1 基、平均台 1 基、健康遊具 3 基の整備内容となっております。

○丸山委員

6 公園ということだったので、朝里中央公園と、あと五つあるなと思うのですが、あと五つ、もしわかればお願いします。

○（建設）公園緑地課長

朝里中央公園以外の公園の事例を申し上げますと、みどり公園、こおろぎ公園、若竹公園、あけぼの公園、平磯公園になります。

中身は、みどり公園は、滑り台 1 基、健康遊具 1 基。朝里中央公園は、ブランコ 1 基、平均台 1 基、健康遊具 3 基。こおろぎ公園は、ブランコ 1 基、滑り台 1 基、健康遊具 1 基。若竹公園は、ブランコ 1 基、滑り台 1 基、クライム遊具 1 基。あけぼの公園は、滑り台 1 基、うんてい 1 基、複合遊具 1 基。平磯公園は、複合遊具 1 基であります。

○丸山委員

全部の公園で健康遊具が入っているわけではないけれども、健康遊具も採用されているのだなということがわか

りました。地域性もあるのかというふうにも理解をするところです。

老朽化した遊具の交換などですが、市内に公園はたくさんあると思うのですが、どこの公園でやるとか、どの遊具を交換するというのはどのように決められているのか。

あわせて、遊具の交換について市民の意見というのは反映されているのかどうか、お聞かせください。

**○（建設）公園緑地課長**

整備する公園の決定方法と住民意見についてであります。整備公園の整備順序につきましては、平成 25 年に策定しました小樽市公園施設長寿命化計画で計画しており、基本的にはこの計画に沿って進めております。

また、住民意見は、町会や公園愛護会へ実施前に意見を伺って整備をしております。

**○丸山委員**

住民の意見が町会だとか公園愛護会から上がってくるということなので、もう少し世代を超えた公園の活用なども具体化していくといいなというふうに思います。たまに子供が公園で遊んでいると、すごくほほえましくてうれしいのですが、実際には、ミドル世代、シニア世代も多くなっておりまして、そういった世代を超えた公園の活用についてどのように考えて対応されているのか、最後にお聞かせいただければと思います。

**○（建設）公園緑地課長**

住民の意見についてでございますが、平成 29 年度はやっておらず、30 年度は簡易的にやりました。31 年度は、子育て世代を対象としてアンケートをとって実施しております。

今後は、より使いやすい公園を目指しまして、子育て世代、若い世代の方々の意見、さらに地区によって高齢者の多い場所とかいろいろございますので、十分意見を吸い取りながら整備を進めてまいりたいと思います。

**○丸山委員**

公園については市民の方からも要望をいただくことが多くて、今後もお世話になると思いますので、よろしくお願いたします。

**◎図書館費について**

次に、図書館費についてお聞きをいたします。

この中で、トイレの洋式化等整備事業費が 480 万円ほどついていたのでありますが、実際にはどんな整備をしているのかお聞かせください。

**○（教育）図書館副館長**

トイレの洋式化等整備事業費について御説明いたします。

図書館 1 階、2 階の男子トイレ、女子トイレの和式便器 3 基を撤去し、洋式便器に交換、また 1 階の多目的トイレにオストメイト対応のトイレ 1 基を設置し、利用者の利便性と快適性を確保しました。事業費としては 479 万 6,280 円となります。

**○丸山委員**

たしか多目的トイレの中には、おむつがえ台もありましたし、今回オストメイトもついたということで、より多くの方に快適に使ってほしいなと思うところです。

ところで、図書館施設改修事業費が平成 30 年度についていましたけれども、これの内容についてお聞かせください。

**○（教育）図書館副館長**

図書館施設改修事業費についてですが、館内の暖房設備の整備のため、老朽化した機器を撤去し、暖房ボイラー、真空式温水器の交換工事を実施いたしました。680 万 4,000 円の事業費となります。

**○丸山委員**

図書館施設改修ということで、冷房設備を入れてほしいと思い、そんなことはしていたかと思って今確認したの

です。小樽の夏、暑い日が続く年が続いていまして、学生ですとか、夏季休業の子供たちが、家ではなく、また学校ではなく、第三の場所で友達と、時間やお金を気にせずに快適に過ごせる場所がなかなか小樽にはないのです。ただ、やはり学生なので図書館でお世話になることが多くて、ぜひ実現させたいなというふうに思いまして質問をさせていただきました。

次に、図書館の利用者数について、過去 5 年でお示しいただいていいですか。

#### ○（教育）図書館副館長

利用者数の推移についてですが、平成 26 年度から過去 5 年間の入館者数について、令和元年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書 29 ページに利用者数がございますように、26 年度 19 万 5,693 人、27 年度 19 万 2,844 人、28 年度 19 万 2,950 人、29 年度 18 万 4,719 人、30 年度 17 万 9,460 人と若干減少しております。

そこで、これまでの貸出優先の図書館から、「みんなが集い、みんなで作る図書館」を目標に、町会やほかの団体との連携事業、また、30 年度に策定されました小樽市子どもの読書活動推進計画に基づき、学校図書館や幼稚園、保育所の支援に努めております。入館者だけではなく、移動図書館の利用者や学校利用者数、町会や幼稚園、保育所など、館外での事業利用者を合計し、図書館要覧やホームページに掲載しております利用者数によりますと、28 年度 24 万 8,131 人、29 年度 25 万 259 人、30 年度 24 万 3,150 人となっており、今後も地域の情報拠点としてさまざまな連携事業を展開し、市民生活全般をサポートする地域密着型の図書館として進化していきたいと考えております。

#### ○丸山委員

入館者数については少なくなっているということですが、来るばかりではなくて、図書館自身が外に行って、読書の楽しみを市民にお届けするという事業が広がっているということがわかりまして、今後お願いしたいというふうに思います。

#### ◎母子生活支援施設について

次に、母子生活支援施設についてお聞きしたいのですけれども、長橋にあります相愛の里についてです。

2018 年度末の世帯数をお願いします。

#### ○（福祉）こども福祉課長

平成 30 年度末の入所世帯数は 10 世帯、入所している人数が 30 名でございます。

#### ○丸山委員

10 世帯の 30 人ということで、昨年度末に入所している子供の数を年代別に、未就学児、小学生、中学生以上で答えいただけますか。

#### ○（福祉）こども福祉課長

平成 30 年度末入所者 30 名のうち、子供は 20 名でございました。その内訳につきましては、就学前の子供が 9 名、小学生が 3 名、中学生以上の子供が 8 名でございました。

#### ○丸山委員

未就学児が、小さい子供が多いのかというふうに印象を受けましたけれども、この施設を利用する御家庭、どんな事情で利用するに至ったか、差し支えない範囲で結構ですのでお聞かせください。

#### ○（福祉）こども福祉課長

平成 30 年度末に入所されていた 10 世帯の、入所された当時の理由につきましては、配偶者や親族の方からの暴力、DV による入所が 3 世帯、あとは離婚などの理由により住むところがないということでの入所が 7 世帯でございます。

#### ○丸山委員

この相愛の里については、以前、我が党の高野議員も取り上げておりました。その際には、北海道が建てかえに

関して検討していく、関与していくという内容だったと理解しておりますけれども、相愛の里の建てかえについて何か進展はありましたでしょうか、お聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

施設建てかえの進捗につきましては、建てかえの実施主体になるかと思えます社会福祉法人小樽相愛会から、建てかえ後のイメージは聞いているところがございますが、具体的な図面や資金面などについてのお話までは聞けていないところが現状でございます。

○丸山委員

北海道では何か動向はありますか。

○（福祉）こども福祉課長

北海道の動向につきましては、相愛の里の指導・監督の権限を持つ北海道が、今年度末までに都道府県社会的養育推進計画を策定するに当たりまして、本市と小樽相愛会からヒアリングを行いたいとのことで、本年4月に北海道の担当者のヒアリングを受けたところでございます。

北海道が策定する社会的養育推進計画において、母子生活支援施設や児童養護施設などの社会的養育施設のあり方や方向性、機能の強化など、その辺につきましてどのように定めていくかについては把握できていないところでございます。

○丸山委員

そうすると、市としては、道から市と事業主体がヒアリングを受けたというところまで把握しているということではないのですか。

○（福祉）こども福祉課長

はい、北海道がこの計画をつくるに当たって、設置している市町村ですとか、そういう団体からお話を聞いた上で計画を策定したいということでのヒアリングを受けたところであります。

○丸山委員

以前取り上げたときにも申し上げていると思いますが、相愛の里の建物は本当に早急に建てかえが必要な状況です。こういったところに入居している母子については、知り合いであっても、親族であっても、周りの援助が得られないということで、かなり追い込まれてここに入ってきたという状況が多くあるのではないかというふうに思っています。

そして、子供の立場からいえば、子供の貧困も取り沙汰されておりますけれども、この貧困の連鎖から子供を守るという意味でも大切な施設です。このまま放置する、放置はないと思いますが、このまま見過ごすということではなく、何とか建てかえということで実現をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのことで、本来この施設は一時避難的に使えることもあるはずだと思うのですが、余りの古さにこの役割については果たされていないのではないかということを危惧しているのですが、その点のところだけ最後に聞かせたいと思います。

○（福祉）子育て支援室長

確かにこの母子生活支援施設、以前は戦後に死別の母子が活用を図っていたという時代もございましたけれども、今は、DV等いろいろな家庭の事情で、いろいろな形での活用になっております。その中で、DV等で一時的な避難ということでの活用等について、施設が古いから使えないのではないかということですが、現在も、そう言いながらも一時避難、それから自立して、市営住宅やほかの民間アパートを探して住まわれている方もいますが、あくまでも自立を支援するというところの一時的な場所であります。その中で、行政とか、ここにいらっしゃる支援員の皆さんが母子の自立に向けて支援するという施設でありますので、老朽化が進んでいる中でも大切な施設であるということを我々も認識しておりますことから、今後、施設等で建てかえになりますと、市としても助言等し

ていきたいというふうには考えている施設でございます。

○丸山委員

建てかえを前提に私としては働きかけていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○高野委員

◎校外学習等助成事業費について

私は、まず校外学習等助成事業費について伺いたいと思います。

平成 30 年度の決算では、小学校 431 万 7,000 円、中学校では 374 万 4,000 円となっていますけれども、そもそもこの事業はどのようなものになっているのか、お知らせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

校外活動助成の内容でございますけれども、各学校に校外学習助成費といたしまして、配当予算として配分しているものでございます。この配当予算を各学校が校外で使われる、例えば遠足に行く、スキー学習に行くなどで使うバス運賃ですとか、学校内での演劇などの公演の際の公演料として使うなど、さまざまな形で使っているような事業でございます。

○高野委員

遠足やスキー授業のバス運賃というお話だったのですけれども、学校によって社会体験活動、文化芸術活動と内容はそれぞれ違うと思うのですが、ほかには具体的にどのような場所に行ったり体験をしたりされているのか、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

遠足でありますと、市内中心部になりますが、入船公園や築港臨海公園に行っているという学校がございました。水泳授業では、高島小学校の温水プール、それから桂岡小学校の温水プールなどに行っております。スキー授業では、天狗山スキー場、朝里川温泉スキー場などに行っております。

○高野委員

この事業は平成 30 年度に拡大事業となっているのですけれども、拡大事業になった理由をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

拡大した事業につきましては二つございます。

一つ目は、水難事故防止教室でございます。水難事故防止教室につきましては、理由としましては、近年、小樽市近郊の海岸での死亡事故が連続して発生している状況を受け、海岸線の地形、風、波、潮の流れなどの基礎知識を身につけるとともに、安全な遊泳について理解を深める必要があるということから実施しております。内容としましては、海浜体験学習を実施している塩谷小学校の全校児童を対象に、日本赤十字社の方を講師として、塩谷海岸の特徴や危険性、溺れたときや溺れた人を見つけたときの対応などについて学習をしております。

二つ目は、小樽港内遊覧屋形船における講話でございます。このことは、子供たちにふるさと小樽の理解を一層深めるとともに、小樽のよさに気づき、郷土を愛する心を育むために、児童が屋形船に乗り、小樽観光ガイドクラブの説明を受けながら、小樽の町並みや廣井勇氏がつくった北防波堤、運河などの様子を間近に見学する体験的な活動を行っております。

○高野委員

今の拡大理由をお聞きしましたら、水難防止ですとか、本当に大変いい取り組みだなと思うのですけれども、拡大事業といっても、今お聞きしたのですが、予算的には平成 29 年度と比べても金額が下がっている状況があるのですけれども、それについてはなぜなのでしょう。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

各学校に配当予算として配分している中で、学校におきましては、授業内容の見直し等をかけておりまして、例えば講演内容を変更したことにより講演料が減ったことですか、芸術鑑賞等におきましては、国、文化庁が実施した巡回公演などにより、市費を使わなくとも後援が受けられたというようなことがあったことで、平成 29 年度に比べて低くなったということが理由として挙げられるところでございます。

○高野委員

それは結果なのですけれども、平成 30 年度に拡大事業となっているのですが、29 年度の予算と比べても予算額が減っているのですね。そこら辺は何でなのかということを知りたいのですが。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

予算額が減ったということでございますけれども、学校の数や子供の数なども含めて配当予算自体を決めておりますので、平成 29 年度と 30 年度を比べますと約 24 万円減ったような形になっておりますが、予算の範囲内で私も学校配当予算を配分しておりますので、このような形になったところでございます。

○高野委員

やはり私はすごくよい取り組みだと思っております。というのは、学校内の授業だけではなくて、地元に触れる授業というのは、地元に着用を持つという観点でも非常に重要な取り組みなのではないかと感じています。市で行った過去の市民アンケート等でも、地元に着用のある方ほど市外に転出していないという傾向もはっきり出ているわけです。また、子供が学校で学んだこと、楽しかったことというのは、家に帰った後に家族に話したりとか、そういうことで家族も地元に関心を持ったり、そういうきっかけにもなるのではないかとこのように思います。

今後もぜひしっかりと、拡大事業にこうやって入れているわけですから、事業費を減らしたりとか、そういうことなく、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎移住促進について

次に、移住促進についてお伺いしたいと思っておりますけれども、平成 29 年度決算では約 58 万円、30 年度決算では約 83 万円となっているのですが、金額がふえた理由についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

決算額で、平成 29 年度約 58 万円、30 年度約 83 万円ということで差が出ているのですが、こちらのふえた理由につきまして大きなところを申し上げますと、29 年度には首都圏 PR を行っておりましたけれども、こちらは 30 年度行っておりませんので 17 万円程度減っていますが、30 年度にパンフレットを 2,000 部つくっております、こちらが 40 万円程度かかっておりますことから、その差の分だけが大きなところではふえたというところでございます。

○高野委員

パンフレットをつくったので、決算で上がっていたということですね。

それでは、平成 30 年度の事務執行状況で相談件数が 88 件となっているのですけれども、25 年度から 29 年度までの相談件数をお知らせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

ワンストップ窓口を使った相談件数を平成 25 年度から 29 年度まで順に申し上げますと、37 件、52 件、104 件、78 件、70 件でございます。

○高野委員

今伺いますと、移住相談件数が平成 25 年度から 26 年度の 37 件から 52 件に対して、27 年度から 30 年度は平均でも 85 件ほど相談件数が上がっているのかというふうに思うのですけれども、相談件数が上がっている理由を推していただければお知らせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

ちょうど平成 27 年度に倍増している格好になるのですが、この辺のところでもちょうど地方創生の動きが出てきておりまして、全国でも移住の機運がいろいろ高まってきた、そういうタイミングで御相談が多かったのではないのかというふうに感じております。

○高野委員

相談件数は主にどのような内容が多いのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

当然、年によってばらつきがあるのですが、多いものと、仕事に関することですか住環境、それとちょっと暮らし施設というものが各地にございますので、それのお問い合わせというところが主なものになってございます。

○高野委員

平成 27 年度から、移住者と市長のフリートークや移住者体験が入っているのですが、それを入れた理由というのはどのようなものが、なぜ入れたのかというところを少しお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

市長のフリートークでございますけれども、移住者同士のコミュニティーの形成ですとか、そういったところを目的にしているところ、それと移住体験ツアーにつきましては、こちらも移住機運の高まりを受けまして本市でも行ってきたものというふう聞いております。

○高野委員

それでは、このフリートークで出された意見というのはどこかに反映されたりとか、そういうことはあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室木島主幹

直接このフリートークの中で出たお話がというわけではないのですが、そのフリートークの中で出てきたお話の中で、若い人に向けた PR として、SNS ですとか、そういったものが有効だということでお伺いしておりまして、現在インスタグラムですとか、そういったところにつながっていくことになるのかというふうには思っております。

○高野委員

私は、こういうフリートークでお話しされるような機会というのは本当に大事なのではないかと思います。小樽にずっと住んでいる方と、市外から小樽に来た方は、見ている視点というのは少し違うと思うので、なぜ小樽に移住を決めたのかなど話せる機会というのは本当に重要で、今後、移住促進には欠かせない部分だと感じています。ぜひ御意見をまとめて生かしていただきたいと思います。

それでは、移住・起業希望者体験ツアーというのは、あくまでも起業をされる方が対象になるのか、それともこういう企業を立ち上げようという方ではなくても市内を視察できるような、そういう体験ツアーというふうになっているのか、その辺をお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

このツアーは、あくまで小樽に移住をする気持ちがあつて、小樽で起業しようと考えている方を対象としたツアーですので、起業を考えていない方は、残念ながら対象にはなっていないところでございます。

○高野委員

移住者がふえている自治体では、そのまちのカラーをしっかりと生かして発展しているのかというふう思うのです。道内では上士幌町だと、ふるさと納税を活用して子育てや教育に力を入れていますし、東川町では世界初の「写真の町」宣言をして、そういうところに力を入れているのかというふう思います。

私も、先ほど言っていた平成 30 年度で新しく「小樽暮らし」というパンフレットを 2,000 部ぐらいつくったということで、拝見させていただきました。それで、パンフレットが以前よりも小さくなって、持ち運びしやすくなったのではないかということ、移住者の声もふえているのですけれども、少し私は疑問だなというふうに思うのですが、先ほど相談件数の内容も聞きました。その中で、仕事、住環境、ちょっと暮らし、こういう内容が多いというふうに聞きながら、以前は、「住まい」や「生きがい」、「ちょっと暮らし」の掲載がされていたのですけれども、新しくなった移住パンフレットには全くそれが書かれていないのです。私は、ほかの自治体の移住パンフレットをかなり拝見したのですけれども、子育てや住む、働くということは必ずと言っていいほどきちんと入っていたのですね。それがなぜ載っていないのかというのはすごく疑問なのですけれども、その点お聞かせいただきたいと思います。

#### ○（総務）企画政策室木島主幹

以前のパンフレットと今のパンフレットの中で、ちょっと暮らしの話ですとか、住まいの関係などが今回のパンフレットには載っていない理由ということなのですけれども、まず、ちょっと暮らしのところは、以前もこういうものがございますという物件の案内まではできておりませんので、御連絡いただきたいということでやっております。今回のパンフレットも若干ですけれども、裏表紙のところに、御相談くださいということでは載せているところがございます。子育てについても、今回も子育て支援というのは見開きで紹介はさせていただいているところです。

ただ、住まいの関係ですとか、空き地・空き家バンクになかなか登録が来ていないということと、お仕事のところが市で紹介できないということもございますので、そういったところで掲載できていないということもございます。

ただ、このパンフレットは、実際に移住を検討する方が、まず小樽の生活というのを思い浮かべていただくというところのきっかけづくりがありますので、本市の基本情報ですとか、小樽市民の 1 年間の暮らしということで見開きで御案内をしているところで、そういったイメージをつかみやすく、小樽に対する移住をイメージしやすくするためにそういったところを新たに載せたことによって、今のパンフレットができ上がっているということで御理解いただければと思います。

#### ○高野委員

では最後に、いろいろと考えて作成されたと思うのですけれども、私ははっきり言って、申しわけないのですが、私が新しく拝見したときに、なかなか、見て小樽の生活がイメージできたかというところでは、それよりは何か観光客向けにつくられたような感じが捉えられました。それよりは、もっと小樽の魅力、例えば約 50 年の歴史がある小樽生まれのランドセル、ナップランドの紹介をするとか、水道水も商品化されるほどおいしいですとか、もっと小樽の魅力もきちんと載せるべきだし、日本で初めてスキー授業が開催されて、小樽はスキー競技の発祥地でもある。そういうもっと魅力あるパンフレットにするべきだし、相談件数もきちんと仕事や住環境、先ほど仕事の紹介がなかなか市のほうでできないという話でしたけれども、ほかの自治体では、シルバー人材センターとかハローワークのことも載せています。こういうこともきちんとあるのですから、載せるべきだと思います。

ぜひ小樽の生活がリアルにわかるような工夫をもう少ししていただければというふうに思います。これは要望です。よろしく願いいたします。

#### ○（総務）企画政策室木島主幹

委員がおっしゃるとおり、いろいろな情報を提供して小樽を選んでいただくというのが大事なところだと思いますので、どんな情報がいいのかというのは検討させていただきたいと思うのですけれども、なかなかパンフレットということだと掲載スペースの問題もございますので、次のパンフレットをつくる時に検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○横尾委員

○北海道胆振東部地震発生時の移動電源車の要請について

事務執行状況説明書を見まして、質問させていただきます。

北海道胆振東部地震対応業務について、市内では主に停電の対応となりましたけれども、移動電源車の配置要請などの記載はありませんでした。

そこでお聞きいたしますが、小樽市から北海道電力株式会社へ移動電源車の配置要請は行ったのでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

北海道電力株式会社小樽支店に移動電源車の配置要請は行っておりますが、北海道全域での停電であり、北海道電力株式会社本社が停電に対する統括をしていたことから、本市の要請どおりにはなっていない状況でありました。

○横尾委員

要請は行ったけれども、来ていないということですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

要請はしておりますが、来ておりません。

○横尾委員

この移動電源車ですけれども、要請をする際の基準のようなものはございますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

今のところそういった基準はありません。

○横尾委員

ちなみに、北海道電力小樽支店に移動電源車というのはどのような種類が、最大で何台、最少で何台あるのか、わかればお示しいただけますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

まず、移動電源車につきましては2種類ございます。1種類は低圧発電機車、もう1種類は高圧発電機車となっております。北海道電力小樽支店が保有しております移動電源車につきましては、低圧発電機車1台となっております。北海道電力全体としましては、高圧発電機車が32台、低圧発電機車が16台となっております。

小樽市内で停電等が発生した場合、他の市町村で停電が発生していなければ、復旧の見込み期間や停電世帯数を考えた中で、小樽支店の保有以外の移動発電車を要請することは可能となっております。

○横尾委員

ちなみに、今回要請したのは、低圧発電機車、高圧発電機車のどちらですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

小樽支店への移動電源車の要請ということで、その当時は、低圧発電機車、高圧発電機車ということ認識していなかった状況です。

○横尾委員

ちなみに、優先復旧すべき重要施設というのが多分あると思うのですけれども、こちらの情報というのは小樽市

にあるのでしょうか、北電にあるのでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

優先復旧すべき重要施設につきましては、北海道電力からは、重要施設として、病院、水道、ガス、官公庁、公共機関や避難所など、市民生活に影響のある施設と確認しております。

○横尾委員

これのもとになっている情報は小樽市が持っている、それとも北海道電力が持っている、どちらですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

こちらにつきましては、北海道電力株式会社となっております。

○横尾委員

では、優先復旧すべき重要施設ですけれども、例えば小樽市に情報が入った、こういうところで必要だと入った場合の判断も、小樽市ではできなくて、北海道電力がするという形になりますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

小樽市にそういった情報が入った場合につきましては、小樽市から北海道電力株式会社に、そういったところで電気が必要だということを要請することになっております。

○横尾委員

この優先復旧すべき重要施設というのは、地域防災計画の中にも記載されていますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

個別の名称は記載しておりませんが、優先すべき重要施設ということは停電対策計画に記載しております。

○横尾委員

防災のほうではわかっているということによろしいですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

そのように捉えております。

○横尾委員

この順番を、例えばここは重要だ、ここは必要だという判断をするときには、災害対策室が判断する、それとも北海道電力が判断する、どちらでしょうか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

そのような場合は、北海道電力株式会社と協議した上で判断をさせていただきます。

○横尾委員

ちなみに、この優先順位をつけるシステム、仕組み、基準みたいなものはございますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

基準については、その協議の内容、停電の地区だとかも含めて北海道電力と協議するというふうに決めております。

○横尾委員

特になく、ケース・バイ・ケースで判断されているということで捉えたいと思います。

北海道電力以外に移動電源車を要請するような関係機関はございますか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

現在のところ、そのような機関はございません。

○横尾委員

ちなみに、総務省北海道総合通信局においても、地方公共団体に無償で災害対策用移動電源車の貸与を行っているということでホームページに記載されております。北海道電力が先ほど決めるというお話がありましたけれども、

地方公共団体に直接貸与していただけるのであれば、小樽市にて配置場所を定められる移動電源車として活用できると思いますが、地域防災計画内にはこの停電対策の計画に記載されておりません。今後活用する予定はございますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

総務省北海道総合通信局においても移動電源車を保有していることは把握してございます。ただし、こちらの電源車につきましては、通信設備を維持するための電源車として理解しておりますので、市内停電時におきましては、北海道総合通信局の移動電源車を活用する予定は現在のところございません。

○横尾委員

これは例えば通信でも、避難所に北海道通信局のものを充てれば、その分北海道電力のものを違うところに回せたりもできると思うので、こういったものをそれなりに使用して活用することが必要かというふうに思っております。

千葉県で今大規模な停電がありますけれども、緊急度合いに応じて優先順位をつける電力トリアージというのが行われていなかったり、移動電源車を要請することを知らなかったりということで、移動電源車が余っていたり、必要な場所があつたにもかかわらず配置できなかったという報道もありました。小樽市においても同様のことがないように、地域防災計画等にしっかりと記載するなどして、引き続き対策をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎北海道胆振東部地震発生時の職員参集状況について

次の質問に移りますけれども、平成 30 年 9 月 6 日木曜日、北海道胆振東部地震が発生した日、その日が勤務日の正規職員、再任用を含んでいいのですが、年次有給休暇を含めて出勤しなかったのは何人いらっしゃいますか。市長部局だけでも結構ですので、お願いします。

○（総務）職員課長

地域防災計画に定める第 1 非常配備、基本的には管理職が対象となりますけれども、災害対策室で調べた第 1 非常配備の参集人数しか把握しておりませんので、大変申しわけございませんが、御質問の出勤しなかった職員数については把握しておりません。

○横尾委員

今回、大規模停電ということで公共交通機関が機能しなかった状態であったことから、多数の職員が出勤できない状態であったのかと思います。そのような場合は、出勤管理上どのような対応をされておりましたか。

○（総務）職員課長

小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、それに基づく規則に基づきまして、交通の遮断として職務専念義務を免除し、出勤しないことを認めております。

○横尾委員

ちなみに、この交通の遮断で出勤できなかった、職免の扱いをした方の人数というのは把握されておられますか。

○（総務）職員課長

申しわけございませんが、現時点で把握してございません。

○横尾委員

把握していれば、その方たちが市外居住なのか、市内居住なのかという話を聞きたかったのですが、現在は把握されていないということで、この質問はできないと思いますが、今後確認していただきたいと思っております。

愛知県庁のBCP（業務継続計画）では、阪神淡路大震災のときの兵庫県の職員の出勤状況だとか市町村の参集率を参考として、業務継続計画をつくっていったというようなお話もあります。こういった今起きている事例を参考にそういったことを進めていくことも必要なかと思っておりますので、ぜひ職員課と、防災担当になりますけれども、

そういった縦割りではなくて、そういったものを活用していただきたいなと思っております。

災害対策室では、ちなみに何%の職員が参集できれば、災害対応も含めて業務が継続できると現在考えておりますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

災害時における市の業務の継続に必要な職員数を検討するという事に当たりましては、災害時の応急復旧業務及び通常業務の洗い出し、またそれぞれにおける優先順位の設定、必要な資源の検討などの作業を行う必要があります。現在のところ、本市では、何%の職員がいれば業務を維持できるかというような想定はございませんけれども、現在、本市で策定の検討を行っている業務継続計画の中で、どの程度の職員数が必要となるのかという部分は検討してまいりたいと考えております。

○横尾委員

ちなみに、平成 30 年度第 4 回定例会で我が会派の松田議員から計画策定に向けた質問をしたとき、計画策定に向けた課題の整理、分析に取り組みたいという答弁をされていますけれども、具体的に取り組みはどれくらい進んでいるのか、答えられるものがあつたらお願いします。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

業務継続計画の進捗状況という部分ですが、ことしの 5 月から 7 月にかけて、道内主要都市の業務継続計画の策定状況について調査を行っております。策定方法には、直営、委託の両方がございますけれども、それぞれにおけるメリットやデメリットについても聞き取りを行いました。また、委託する場合というのを想定いたしまして、コンサルティング会社数社からも説明を受けております。

以上の結果を受けまして、まずは策定方法について、直営か委託かということの部分で検討を行っているところでございます。

○横尾委員

必要性については感じていただいていると思いますが、一方で、小樽市ホームページ内の産業振興課のページに、事業者向けですけれども、「大規模災害等が発生して企業の事業活動が停止した場合、その影響は個々の企業のみならず、取引先や地域の経済社会に多大な影響を与えることとなります。緊急事態への備えとして、BCPを策定しておくことが重要です。」と小樽市として周知しております。

一方で、周知しているにもかかわらず、小樽市自体が結構いろいろな影響はもちろんあると思うのですが、影響があるということ認識して進めていただいていると思いますので、今まで、昨年 9 月にあったブラックアウトでさまざまな職員が来れなかったとか、市内でも実は来れない場所があるとか、そういった状況もわかっておりますので、そういった情報や状況をしっかり収集・分析することによって、次の災害対策に生かしていくことができると思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、平常時の通常業務はあるのですけれども、緊急時の災害対応も市職員としては大事な業務になると思います。ほかの都市のBCPを見ましても、勤務先から自宅までの距離が離れることによって参集する人数が少なくなることは事実だと思っております。

また、人口減少対策に取り組んでいる小樽市の職員が特別な理由もなく安易に市外へ転出することも、市民にとってその施策に疑問が生じる要因になります。税収の面から見ても、納税してもらうために必死に努力している職員がいるにもかかわらず、職員が市外に転出することで小樽市の納税額が減っていくというような事実もございません。

もちろん、居住移転の自由は憲法で保障されているものですが、市職員の皆さんには、いざというときの参集が難しくなることに伴う市民サービスの低下、人口減少に対して実施する施策、ひいては市政への信頼、信用にどのような影響を与えるかなどという市民目線、市民の感覚も事あるごとに伝える必要があると思いますが、そ

の見解をお聞かせください。

また、もし伝えているのであれば、どのような機会にどの程度伝えているのでしょうか、それもお聞かせください。

○(総務)職員課長

小樽市職員は小樽市に居住することが基本であるという認識のもと、今、委員がおっしゃった市民目線、市民感覚という部分を伝えていくということにつきましては、特に若い職員の市外転出抑制という観点で、ことしの新規採用職員に対して次のようなお話をしております。

憲法第 22 条では居住の自由が保障されているので、札幌に住んでいるからといって採用を取り消すことはできないし、また、親の介護のために札幌の実家に住んでいるとか、配偶者が札幌で勤務しているので札幌に住んでいるとか、個別の事情まで否定するつもりはないけれども、皆さん方のように小樽市に採用された際は小樽に住む、けれども何年かしたら札幌でアパートを借りる職員がいる、その届出を見るたびに舌打ちをしているし、はっきり言えば、小樽市職員が札幌などの市外に住むということは百害あって一利なしだと思っている。具体例として、その分人口が減る、税収が減る、通勤手当が高くなる、そして災害対応ができなくなる。また、まちづくりという観点からも、そもそも住んでもいないまちをよくしたいなどと思わないでしょうかということ述べて、小樽市職員なのに市外に住むということは、小樽市職員としての意識が低いという見方をせざるを得ないと思っているので、そのことは覚えておいていただきたいというお話をしたところでございます。

○横尾委員

新規採用職員の対応の話ですけれども、1 回言えば済む話ではありませんので、その思いというか、住むところの自由はありますが、市職員として市民の目線、感覚を大事にするために、数ある研修もありますので、そういった部分でも話していただければと思います。小樽市総合計画基本構想にも、人口減少、少子高齢化への対応として、「人口減少への挑戦 ～住みたい、訪れたいまちづくり～」として施策を進めていく、その中心には、市長だけではなくて、市職員一人一人が含まれている。もっといえば、市職員がいなければ実現は難しいし、職員一人一人がその重責を担っていると思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

委員がおっしゃるとおり、当然、市長 1 人でまちづくりを進めることはできませんので、我々職員一人一人がそれぞれの立場でその一翼を担っていることを自覚して、市政に携わっていかねばならないというふうに認識しております。

○横尾委員

小樽に住めば小樽市民との交流が深まり、また地域を知ることもできます。市職員として働く上での利点は多々ありますので、ぜひ安易に市外へ転出することなく、市民とともに生活し、市民とともに語って、この小樽市の市民の目線、感覚を理解した上で市政を運営していただくことを望み、私の質問を終了いたします。

---

○秋元委員

◎市営住宅について

私からは、市営住宅に関連しまして、現在小樽市では、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定に向けてさまざま議論されているところではありますが、何点か気になりましたので伺いたいと思います。

初めに、今回の決算資料の中で載っておりました市営住宅の駐車場についてですけれども、まず現在 1,372 区画ありまして、許可台数が 865 台とのことでありまして、駐車場使用料収入が 3,313 万 2,964 円で、駐車場の使用料は 1 台当たり 3,120 円だったと思いますけれども、使用料収入に差益が出ておりますので、差益金額とその理由についてお知らせください。

○（建設）大門主幹

今御質問がありました、まず差益の部分でございますけれども、差益の金額としましては 74 万 7,364 円。この差益が発生した理由ですけれども、今お話のありました 865 台、これは平成 30 年度末の最終の数字でございます。30 年度が始まったときの年度開始時は、実はこれより 50 台多い 915 台でありました。この 50 台が年度の途中で抜けていったというところでございます、最終の 865 台に比べますとその部分が駐車場の代金として上乗せされているので、差益が出たところでございます。

○秋元委員

それでは、本題ですけれども、初めに市営住宅の入居基準について説明してください。

○（建設）大門主幹

入居基準でございます。収入の基準と、あと特定目的住宅は申し込みの要件という二つの要素がございます。まず収入に関しましては、一般住宅に関しましては、月収 15 万 8,000 円以下、特定目的住宅の場合は月収 21 万 4,000 円以下、特定目的住宅の場合は申込要件というものがさらにつきます。そちらが、まず小樽市に住んでいること。住民登録があること。入居する方全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮していること。それから高齢者の世帯で、入居者全員が 60 歳以上の方、あるいは 60 歳以上の方と配偶者、あるいは 18 歳未満の児童がいる方。それから 20 歳未満の子供を扶養しているひとり親世帯。生活保護基準をもとに基準額を算出し、生活保護基準の 1.2 倍以内の収入である世帯。それから心身障害者世帯として、身体障害者、精神障害者、知的障害者の世帯。さらに小学校の入学前の子供がいる子育て世帯。以上の条件をつけているところでございます。

○秋元委員

それで、平成 30 年度の募集戸数は 276 戸であったということで、応募については 695 件、募集戸数に対して応募が約 2.5 倍になっているのです。そこで、募集戸数 276 戸の内訳と、平均応募倍率と、最高倍率と、応募人数についてお知らせいただけますか。

○（建設）大門主幹

まず、募集戸数 276 戸の内訳でございます。一般住宅が 160 戸、それから特定目的住宅が 111 戸、その他随時募集が 5 戸の計 276 戸になります。

平均応募倍率につきましては、一般住宅で 3.61 倍、特定目的住宅で 0.96 倍。それから最高倍率と応募人数でございますけれども、最高倍率は一般住宅では 54 倍で、このときは 54 人の応募がありました。それから特定目的住宅につきましては、最高倍率は 7.45 倍で、このときは 31 人の応募があったところでございます。

あと住みかえについての御質問でございますけれども、住みかえにつきましては、平成 30 年度当初に 10 人が申請をして、住みかえ待ちの状態であったところでございます。そのうち 30 年度中に 4 人が住みかえを無事行い、住みかえ完了と、あと申し込んでいた方のお一人が住みかえる前に退去してしまった。それからもう 1 人亡くなられた方がいるということで、現在、31 年度当初での住みかえは 4 人が待っているという状態でございます。

○秋元委員

実際に住宅に困窮しているながらも、一般住宅の抽せんや特定目的住宅の審査に漏れて、今なお住宅困窮状態が続いていらっしゃる方がいると思うのですけれども、その方々の人数は把握されていますか。

○（建設）大門主幹

今なお住宅困窮状態にある方の数でございますけれども、実は公募の抽せんをするときにいわゆる優遇措置をとりまして、1 人で抽せん番号を二つとか三つ持つ方もいるものですから、単純な計算でいきますと 419 人が入居できなかったというふうになってしまうのですが、複数の申込番号を持っている方がいるために、残念ながら実人数は把握できないということになります。

### ○秋元委員

単純に計算しても 419 件ということで、重複されている方もいらっしゃるのでは一概に 419 名というふうには言えないということですが、実際に 2.5 倍の方々に応募していらっしゃるということで、先ほどお話がありましたが、一般世帯向け住宅は抽せんに入居者を決めていると思います。抽せんに連続して落選したときに優遇措置があるということですが、この優遇措置の説明と、どのような効果があるのか説明してください。

### ○（建設）大門主幹

優遇措置は、連続して落選した方、落選して 2 年度目、3 年度目とかになってしまう方なのですけれども、その方たちに対しまして、落選して 2 年度目からは、当選率を引き上げるために抽せん番号をふやす。落選して 2 年度目になった方につきましては抽せん番号を一つふやして、つまりは通常一つのところを二つの抽せん番号を持つ形にする。3 年度目に入った方は三つの抽せん番号を持たせるという形にする。そういう形でより当選しやすくするという優遇措置をとっているところでございます。

それで、今お話がありました効果の部分なのですけれども、先ほども優遇措置について述べたところもあったのですが、優遇措置を受けている方の実人数が把握できないもので、効果の部分については、申しわけないのですが、ここでは答えられないという状況でございます。

### ○秋元委員

依然として市営住宅入居のニーズというのは非常に高いですし、私も何度も相談を受けたことがありますけれども、これは以前から議会で質問していましたが、市営住宅入居者には収入超過世帯と高額所得世帯という世帯があると思います。たしか 8 年ぐらい前にも質問させていただきましたけれども、現在でも余り人数、世帯に変化がないのではないかとこのように思うのですが、それぞれの収入超過世帯と高額所得世帯の定義について説明していただいて、現在の世帯数、収入超過世帯、高額所得世帯、それぞれ収入金額の区分についてもあわせて説明してもらえますか。

### ○（建設）大門主幹

収入超過者と高額所得者の定義と世帯数と収入区分についてでございますけれども、まず収入超過者の定義につきましては、その住宅に引き続き 3 年以上入居していて、公営住宅法施行令で定める基準を超える者というふうに分められております。

収入超過者の世帯としましては、現在の世帯数としては 190 世帯、収入の区分としましては、今年度の当初におきましては月収が 15 万 8,000 円、一般住宅の収入基準ですけれども、これ以下の人が 1 世帯です。ただ、この方は一般世帯の基準以下なのですけれども、改良住宅という 11 万 4,000 円というもっと厳しくなる基準の方の収入超過状態なので、15 万 8,000 円以下だけれども収入超過になっている方です。

それから、15 万 8,001 円から 20 万円の方が 78 世帯、20 万 1,000 円から 30 万円の方が 82 世帯、30 万 1,000 円から 40 万円の方が 25 世帯、40 万 1 円から 50 万円の方が 4 世帯、以上 190 世帯となっております。

高額所得者につきましては、定義は、その住宅に引き続き 5 年以上入居しておりまして、最近 2 年間に引き続き公営住宅法施行令で定める基準、月収 31 万 3,000 円になりますけれども、そちらを超えている者というふうになっております。

高額所得者の数でございますけれども、現在の世帯数は 5 世帯となっております、収入区分としましては、31 万 3,000 円から 40 万円の方が 2 人、40 万円を超える世帯が 3 人というふうになっております。

### ○秋元委員

以前と余り変わっていない状況だというふうに思うのですが、ちなみに、収入超過世帯と高額所得世帯の最高収入というのは幾らですか。

○（建設）大門主幹

まず収入超過世帯ですが、最高月収で 43 万 3,228 円、高額所得世帯に関しましては、最高月収で 42 万 9,852 円となっております。

○秋元委員

ここ 3 年間の収入超過世帯と高額所得世帯の入居状況を先ほど聞きましたので、世帯数の推移と退去の状況について説明してください。

○（建設）大門主幹

まず、収入超過者ですけれども、収入超過者につきましては、平成 31 年度当初は 190 世帯ありまして、30 年度当初は 175 世帯、29 年度当初は 162 世帯という状況でございました。ただ、総数としましては、今申し上げた数なのですが、それぞれの個々の入居、退去の状況、入れかわりににつきましては、申しわけないのですが、数が多過ぎて計算できなかったものです。

あと高額所得世帯につきましては、31 年度当初で 6 世帯、30 年度当初で 4 世帯、29 年度当初で 4 世帯となっております。入居、退去の状況につきましては、29 年度中は入退去はなしという形です。30 年度中は 2 世帯がふえているという形になります。31 年度、まさに今年度なのですけれども、今年度は年度が始まりまして 1 世帯が退去したという状況になっております。

○秋元委員

公営住宅法の第 1 条、そもそもの目的なのですけれども、これは、「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」というふうにされておまして、かなり収入超過者ですとか高額所得世帯については、法の第 28 条と第 29 条で、自治体が相手に対してどのようなことができるかということも含めて記載されておりますけれども、そもそも公営住宅法で、このような方々に対する対応で、どのようなことができるというふうに記載されているのか、説明いただけますか。

○（建設）大門主幹

お話のありました公営住宅法におきます措置でございますけれども、まず収入超過者につきましては、収入超過者は当該公営住宅を明け渡すように努めなければならないというふうに規定されております。

また、高額所得者につきましては、事業主体、要するに市営住宅の場合ですと我々市になりますけれども、事業主体は、高額所得者に対して期限を定めて、当該公営住宅の明け渡しを請求することができるというふうに規定されております。

○秋元委員

そうですね。かなり市でも、これまでさまざまな努力をされてきたと思いますけれども、以前に質問したときにもそのようなお話がありましたが、現在、このような方々に対して毎年度どのように対応されてきているのか。先ほど退去の状況などを聞きますと、余り減っていないということを考えますと、もちろんそれぞれいろいろな事情があるのでしょうけれども、そもそもの公営住宅法の目的に照らせば、やはりしっかり説明して、納得いただいて退去いただくということが筋なのですが、なかなか減っていないという状況について、どのように考えていらっしゃいますか。

○（建設）大門主幹

現在の市の対応でございますけれども、まず収入の超過者に対しましては、毎年 2 月に収入超過者である旨を記載した通知書を送付しまして、その中で、収入超過者ということで、住宅の明け渡しに努めるようということで求めている状況でございます。

それから高額所得者に対しては、2 月に通知書を送付しまして、住宅の明け渡しを求めているというところでご

ございます。また、この高額所得者に対しましては、5月に御本人に直接市役所に来ていただきまして、面談をさせてもらっております。面談をして、さらに退去につきましての誓約書を出させてもらっている、そういうような状況で、そういうような措置を我々で進めているところでございます。

ただ、そういう措置を進めてはおるのですけれども、今お話がありましたとおり、なかなか退去が進んでいないというのも事実でございまして、これからも退去に向けての取り組みは続けていかなければならないと考えております。

#### ○秋元委員

冒頭にお話しさせていただきましたけれども、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、将来的に管理戸数を減らしていくという計画になるというふうに思っておりますが、その中で、先ほどお話しいただいた収入超過者、高額所得世帯については190世帯あって、この法の趣旨に照らせば、低額所得者の方々がこれだけ応募してもなかなか入居できないという状況を考えますと、今までももちろん取り組んでいただいていると思いますけれども、しっかりと法の趣旨も説明していただいて、ぜひ早い段階で退去するなりしていただいて、本来入るべき方々がしっかり入居できるようにしていただければというふうに思いますので、今後よろしく願いいたします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時55分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○丸山委員

日本共産党を代表して、2019年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号について、不認定の立場で討論いたします。

議案第7号平成30年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

新・市民プールについて、市は、スポーツ振興の観点から市営プールの必要性を認めながら、その建設については具体的な動きが全く見えず、長年プール建設を求めて市民が運動してきたことを考えると、憤りを感じるほどのです。

住宅エコリフォーム助成制度は、予算に比べて利用件数が著しく少ない。以前の住宅リフォーム制度に戻して、市民に使いよい制度を採用すべきです。

新幹線延伸の問題では、トンネル掘削土の置き場について住民の理解が得られていません。また、新幹線新駅と周辺の開発について予想される費用が莫大です。予想される利用人数の少なさや開業時の小樽市の人口を考えると、身の丈に合った計画とは言えないのではないのでしょうか。中止も含め検討が必要です。

石狩湾新港は、小樽港から貨物を奪っていく状況が見られます。加えて、北防波堤の延伸工事は必要性のないものと考えます。

議案第11号平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

剰余金が約7,979万6,000円となり、国民健康保険事業運営基金に積み立てられ、その結果、基金の残高は5億円を超えます。基金残高について、市は適正な規模だとしています。しかし、国民健康保険の被保険者は所得がな

い方や低所得の方が多くにもかかわらず、協会けんぽと比べても保険料が高いことが問題となっています。子供の均等割を減免することとともに、さらなる負担軽減を図るべきであったと考えます。

議案第 12 号平成 30 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

既存借上住宅制度は、要件が厳し過ぎるために応募利用が進まないのではないかと考えています。実態に合った内容を検討すべきだったと考えます。

議案第 13 号平成 30 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

市が剰余金を介護保険事業運営基金に積み立てている一方で、介護保険利用者は、利用料を節約するために利用抑制をしている話が聞かれています。市民の生活を守るために市ができることは、基金を活用して保険料を下げることだったのではないのでしょうか。

議案第 15 号平成 30 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口がふえることが予想される中で、医療給付費が増加すれば保険料もふえる制度であり、高齢者が安心して医療を受けられる制度になっていないということで、問題視してまいりました。国に対して安心の医療制度にするよう強く求めてください。

議案第 17 号平成 30 年度小樽市水道事業決算認定について、議案第 18 号平成 30 年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

基本水量が 20 立方メートルというふうになっております。この基本水量について、利用していない分についても支払いが発生しているという状況が生まれています。こういったことについては是正を求めてまいります。

議案第 20 号平成 30 年度小樽市簡易水道事業決算認定についてです。

年間 1 億円ほどの赤字を出し続けていることは大きな問題だと考えています。料金体系を見直すことで給水事業者をふやすことはできないのか。そもそもこの計画を策定、実施したのは北海道であり、道に対して責任を果たすよう、財政支援を含めた対応を求めていくことが必要だと考えています。

残りの議案にも共通しますが、日本共産党は、公共性の高い事業に消費税をかけることにこれまでも反対してきました。消費税は、経済にも市民生活にも打撃を与えるものだと考えています。

詳しくは本会議で述べますが、以上を申し上げ、それぞれの決算について不認定を主張します。各委員の賛同をお願いし、討論といたします。

#### ○須貝委員

自由民主党を代表いたしまして、議案第 7 号平成 30 年度小樽市一般会計決算について、認定の立場で討論をいたします。

詳しくは本会議の討論において述べますが、森井前市長が議会に上程いたしました平成 30 年度一般会計予算案は、平成 30 年第 1 回定例会におきまして、不要と思われる事業予算が計上されていたため、予算を吟味し、修正案を提出、議決したものであります。

森井前市長も、厳しい財政を口にしておりましたが、当初予算案には反映されていたとは考えにくいものであります。

また、30 年 7 月以前の市政執行の中では、およそ市民の負託に反する事例が多くあり、当時の議会では数度にわたり問責決議や辞職勧告決議が可決されていたところでもあります。

そのような経緯の中、30 年 7 月になり突然の辞意表明、そして同年 8 月に市長選挙に至ったのは御承知のとおりでございます。

従来、統一地方選挙の際に市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われてきた本市におきまして、選挙時期がずれることになりました。その結果、1 度の経費負担で済むはずのものが 2 度選挙を行うはめになり、それに伴い一般財源から 5,500 万円という予算を計上し、結果、4,527 万 3,189 円という多額の執行を行わなければならない

ました。しかも、この現状が今後 4 年に 1 度行われるということは、将来にわたりこの負担が続くことを意味いたします。

これらの経緯を踏まえ、我が会派としては、30 年度一般会計決算を認定すべきか否かを深く議論したところであります。

(「不認定だな、したら」と呼ぶ者あり)

財務状況の厳しい本市において、ひとりよがりの前市長による選挙費用の支出があり、認めにくい状況ではありましたが、大局的な見地に立ち、決算について認定の判断をいたしました。

我が会派は、決算特別委員会で判断すべきは、計上された予算及び事務執行状況の認定、不認定であり、本市執行状況に関しての瑕疵はなかったとの結論に至りました。

また、30 年 8 月に就任されました迫市長におかれましては、御自身が編成した予算ではないものの、工夫されながら予算執行を行っていただきました。我が会派としても評価しているところでもありますし、今後において大きな期待を寄せるところでもございます。

以上により、平成 30 年度一般会計決算については認定することといたします。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、認定の討論をいたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

令和元年第 3 回定例会議案第 7 号ないし議案第 20 号について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、高野副委員長を初め委員各位と、市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。